

入札者心得書

- 第1 埼玉県林産物売扱一般競争入札に参加しようとする者（以下「入札者」という。）は、公売公告、契約書案のほか、この心得書に示す条件を承知のうえ、売買物件を熟覧し、入札に参加するものとする。
- 第2 入札書には、入札物件番号1件ごとに見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を記載すること。
- 第3 入札者は、入札締切り時刻までに県が交付する入札書に所要事項を記載し、封書にて入札箱に投入しなければならない。
- 第4 入札は、本人又は代理人が入札の場所に出席して行うものとし、郵便又は電信等による入札は認めない。
- 第5 代理人が入札する場合、代理人は、入札前に委任状を入札執行者へ提出しなければならない。
- 第6 入札書の記載事項を訂正したときは、訂正印を押さなければならない。
- 第7 入札者は、その提出した入札書の書換え、引換え又は撤回をすることができない。
- 第8 開札は、入札終了後直ちに、入札者の面前で行う。
- 第9 開札の結果、入札価格が県の予定価格に達するものがないときは、再度入札を直ちに行う。
- 2 再度入札の回数は、1回までとする。
- 3 再度入札に参加することができる者は、前回の入札に参加した者に限る。
- 第10 落札は、県の予定価格以上の最高入札価格とする。
- 第11 落札となるべき同価の入札をした者が2名以上あるときは、くじ引きにより落札者を決定する。
- 第12 入札執行者が、入札者の連合不穏の挙動その他の事情により正当な入札を行うことができないと認めたときは、その入札を中止する。
- 第13 次の各号の一に該当する入札は、無効とする。
- (1) 入札者の記名のない入札書によるもの
 - (2) 記載事項を訂正した場合においては、その箇所に押印のない入札書によるもの
 - (3) 入札に参加する資格のない者がしたもの
 - (4) 記載すべき事項の記入のない入札書又は記入した事項が明らかでない入札書によるもの
 - (5) 入札保証金を納付しない者又は納付した入札保証金の額が所定の率による額に達しない者がしたもの
 - (6) 代理人で委任状を提出しない者がしたもの
 - (7) 他人の代理を兼ねた者がしたもの
 - (8) 2通以上の入札書を提出した者がしたもの又は2以上の者の代理をした者がしたもの
- 第14 入札の有効無効は、入札執行者が決定する。
- 第15 落札者が、落札決定の通知による指定の日から5日以内に売買契約を締結しないときは、落札は効力を失うものとする。